

川崎市中原区社会福祉協議会 福祉用具等貸出事業要綱

- 1 本事業は、地域福祉の推進啓発を目的とし、福祉用具等の貸し出しを行うものである。
  - 2 実施主体は、川崎市中原区社会福祉協議会（以下、区社協）とする。
  - 3 貸出の対象は次のいずれかに該当している場合とする。
    - (1) 中原区内に在住・在勤のもの
    - (2) 区内教育機関・福祉団体等
    - (3) その他、会長が認めたもの
- ※ 但し福祉パルなかはら利用者は福祉パルなかはら内で使用することができる。
4. 貸出を希望するものは、「貸出申請書」を提出し、承認を受けなければならない。
  5. 貸出予約は、3ヶ月前からとする。
  6. 貸出期間は、原則として1週間とする。但し、やむを得ない事由により返却できない場合は、事前に延長を願い出て承認を受けなければならない。
  7. 利用者は、貸出を受けた福祉用具等を他に転貸してはならない。
  8. 区社協は、利用者が貸出を受けた福祉用具等を紛失し、または甚だしく汚損もしくは破損した場合には、損害の全部または一部の賠償を求めることができる。
  9. 区社協は、利用者がこの貸出要領に違反した場合に、福祉用具等の利用を停止し、以後の貸出を禁止することができる。

(付 記)

この要綱は、平成17年 8月 1日から施行する。

この改正要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。